

学校と地域のネットワーク
～東京都における児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭
支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）
を中心として～

The Regional Network for School with a Central Focus on the Local Liaison
Council of Commissioned Child Welfare Volunteer, Child Consultation Center,
School and Families Children Support Center ets. in Tokyo

尾 形 良 子

OGATA Ryoko

学校と地域のネットワーク ～東京都における児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭 支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協） を中心として～

The Regional Network for School with a Central Focus on the Local Liaison
Council of Commissioned Child Welfare Volunteer, Child Consultation Center,
School and Families Children Support Center ets. in Tokyo

尾 形 良 子
OGATA Ryoko

I. 問題の背景

学校運営協議会（別称：コミュニティスクール）は2004年に中央教育審議会（以下、中教審）が「今後の学校の管理運営の在り方について」を答申し、同年9月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入され、法47条5に規定された。端的に述べれば、学校運営協議会とは保護者や地域住民などから構成される学校に設置された合議制の機関で、学校方針の基本運営を承認し、学校運営等、さらに教職員の任用について意見を述べるものである。中教審答申「今後の学校の管理運営の在り方について」の第2章1では、「各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域ニーズを適確かつ機動的に反映させるとともに、地域

ならでの相違や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また保護者や地域住民においては、学校教育の成果について、自分たち一人ひとりも責任を負っているという自覚と意識が高まるという効果も期待される。さらには相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される」と述べられている。

もとよりこのような学校経営改革の背景には、日本では1980年代半ばの臨時教育審議会答申以降、地域の独自性に関わりなく学校が画一化されたことへの批判があるといわれている。そして英語圏では1980年代より学校経営改革または自立的学校経営といわれる動向

を見ることができる。そこでは教育委員会から学校に権限委譲し、学校経営参加機関を設置して学校の説明責任を果たす役割を担わせる実践により推進されてきている（大林, 2015）。制度化された学校運営協議会は、かつて指摘されていた懸念を乗り越えるものと位置づけられている。

現在、学校運営協議会を実施している学校は一部ではあるものの、地域に開かれる大きな展開を見せ、すでに地域独自の実践の報告がなされて確実な効果をあげてきている。しかし学校運営を目的とするだけではなく、地域社会には学校もそのメンバーとなっている子ども家庭福祉を目的としたさまざまな営みが実践されてきている。

学校運営協議会創設以前にも一部の学校において、または期間限定で学校から地域に開かれる取り組みはあったものの、地域にとっては「学校の壁」と称されるほどその閉鎖性についての懸念があった。しかし学校で起きている問題の背景には、家庭や地域での子どもの生活問題が関わっていることもある。学校、家庭、地域が別々に取組みを行うのではなく、また学校の利益という視点だけではなく学校現場を核とした子どものより良い育ちを目的としたネットワークの存在が必要とされている（野尻, 2009）。

本稿では学校を取り巻く地域の関わりについて、関係機関のうち特に子ども家庭福祉領域の児童委員（含主任児童委員）に焦点を当てる。さまざまな地域での関わりのある方をどのように捉えるべきなのか、連携、協働やネットワークの概念定義や分類を利用して、学校を取り巻く地域の関わりについて整理した上でその理解を進めることを目的とする。

Ⅱ. 連携、協働、ネットワーク等の概念の適用

本論では学校を取り巻く地域との関わりについて焦点化する。なお、ここでいう「地域」とは学校と関わりを持つ関係機関やそれを担う人を示している。

そもそも連携、協働やネットワークがよく論じられるようになったのは主に1980年代からとされ、日本の社会福祉基礎構造の改革をベースに単体のサービス供給組織と利用者ではなく、複数のサービス供給組織が協力してサービスを提供するようになったという流れとも合致している。そして専門職だけをサービス提供者としていた以前とは異なり、改めて家族や親戚、友人、近隣住民などインフォーマルな人材が利用者を支えていることに着目した、ソーシャルサポートネットワークの重要性の認識が広がってきたことによる（松岡, 2016）。

しかし地域における関わりを現すと考えられる「連携」「協働」および「ネットワーク」をキーワードとして論文検索すると、その文献の中で使用するこれらのキーワードの定義がないまま論述しているものが大半であった。そこで本論ではまず地域でさまざまに実施されている学校を中心とした関わりは一体何だと認識すればよいか、また本来連携、協働、ネットワークという用語はどのように定義され、どのように分類して使用するとその関わりが整理されるのかを検討したい。

『ソーシャルワークにおけるネットワーク概念とネットワーク・アプローチ』で社会学他多くの領域の知見をもとにネットワーク概念を整理した松岡克尚は、ネットワークとい

う言葉を「つながり」「協力」「組織化」「連携」という意味を持つ普通名詞のように使用している現状を指摘し、ソーシャルワークの実践現場においても雰囲気としての協力を意味している場合すらあることを述べている。「社会ネットワーク」のような1つの研究領域が確立している概念は定義され限定された共通言語を用いているので混乱はないものの、いわば各論レベルでは成立する研究でもそれを含めたネットワーク総論としての位置づけについて共通認識されている知見はないと言う。松岡の中心的関心である「ネットワーク」概念（ネットワーク関係）とは「焦点となる行為者が有する他者との関係の総体についてその実態を意味する」ものであり、「ネットワーク性」が含まれているものと説明される。「ネットワーク性」とはネットワークの5つの共通の要素であり、①成員の相互作用、②成員の主体性、③成員の対等性、④成員の多様性、⑤資源交換性¹を指している。そして「ネットワーク概念」は一人の利用者や担当ソーシャルワーカーなど特定の焦点がある「エゴ中心ネットワーク」を意味し、焦点の

ない「全体ネットワーク」を含めない。エゴ中心ネットワークは自然に生まれたものであり、人工的な構築物とは異なっている。なお「全体ネットワーク」とは高齢者サービス調整チームや地域精神保健福祉連絡協議会のような営みを意味しており、「全体ネットワーク」は「ネットワーク組織」というキーワードとも重なっていると説明される。さらにネットワークに関連して「ネットワーキング」と現わされるキーワードを「ネットワーク概念」とは異なるものとして区別が必要とし、①エゴ中心ネットワークの新規構築を実施することや既存ネットワークを拡大するような行為、および②官僚制、階級制を排除したセルフヘルプグループづくりのような、オルタナティブ性を志向するもう一つの社会づくりであるような運動論的なネットワーキングを意味する。なお「連携」や「協働」について松岡は特に定義的説明を明記していないのではあるが、ネットワークにまで至っていない行為場面やネットワークの全体ではなく一部分のみに焦点化している場合に使用するものと述べている（松岡、2016）。

図1 ソーシャルワークにおけるネットワークの概念分類
(松岡克尚によるネットワーク概念の分類を引用し、外周に全体ネットワークを筆者が加筆)

全体ネットワーク（エゴなしネットワーク）

ネットワーク概念	行為者のレベル			
	サービス利用者	サービス提供・専門職	サービス提供組織	(統合)
(エゴ中心ネットワーク)				
一次ネットワーク概念 満たされる要素 (①成員の相互作用、②成員の主体性)	一次社会関係概念	一次専門職間関係概念	一次サービス組織間関係概念	——
二次ネットワーク概念 満たされる要素 (①成員の相互作用、②成員の主体性、③成員の対等性、④成員の多様性、⑤資源交換性)	二次社会関係概念	二次専門職間関係概念	二次サービス組織間関係概念	統合ネットワーク概念

表1にある「一次・二次ネットワーク概念」とは共通の要素の達成をもって分類する。①成員の相互作用, ②成員の主体性, ③成員の対等性, ④成員の多様性, ⑤資源交換性のうち, 二次ネットワークが③成員の対等性や④多様性, ⑤資源交換性に見るネットワークの理想でもある要素をクリアしているものと考えられる。一次ネットワークは①②のみの達成で良いとみなされる。

Ⅲ. 地域における学童・生徒 (学校) のための子ども家庭福祉領域の関わり場

2016年に児童福祉法において, 子どもの能動的権利を保障するため第1条に「児童の権利に関する条約にのっとり」と規定されるなど, 児童福祉の理念が戦後法制定以降70年ぶりに改正された。しかし比較的シンプルな高齢者や障がい者領域と異なり, 国レベルにしても厚生労働省と内閣府の所管があり, 主な実施主体も都道府県および市町村と二元的な実施体制となる。この市町村, 都道府県の実施体制の二元化や現実的に教育分野との分断も深いため, 今後期待されている包括的・継続的な支援体制が取りにくいことに特徴があるといわれる。その中で地域包括的・継続的な支援につながると考えられる制度として, 要保護児童対策地域協議会, 自立支援協議会子ども部会, 母子健康包括支援センター (子育て世代包括支援センター), 障害児相談支援事業, 利用者支援事業などが上げられている (柏女, 2020)。

学校と地域の関わりについては冒頭に述べた学校運営協議会の他に, 2015年に中教審が「チームとしての学校の在り方と今後の改善

方法について」を答申し, 「チーム学校」の提案を行っている。チーム学校では具体的には外国籍児童の日本語支援のための日本語支援教員や地域の自治会や子ども会, 学童クラブ等との連携や協働を推進している。しかしチーム学校の実施においてはこれまでの学校組織のトップダウンの慣習が影響して, チームという内実になり辛いという課題を指摘する声がある。学校の教職員が上位でその他の専門職員や地域住民は低位に位置づけられているといわれる (洪, 2019)。この点については主体である校長による適切なマネジメントが望まれている。

しかし何といたっても社会福祉領域において, 学校現場との関わりを大きく進めたのは, スクールソーシャルワーカー (以下, SSWr) の導入といえる。日本におけるSSWrは2008年度文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」によって開始した。子どもの貧困対策やいじめ問題を背景として文部科学省が2019年度末までにすべての中学校区にSSWrを配置し, 1万人とする目標値を掲げた。人材については社会福祉士または精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいとしながらも, それに準ずる者として教職経験者等の採用も行われており, 本来のソーシャルワーク機能が果たせていないケースが見受けられる。これまでのところ国はSSWrの配置についての有効性を一定程度評価しているようである。導入に当たって, スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領ではその配置目的を「いじめ, 不登校, 暴力行為, 児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため」としている。SSWrの職務は①問題を抱える生徒児童が置かれた環境

への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動である。高橋の論文中で紹介されている2008年度～2016年度岩手県のSSWrの活動記録によれば、SSWrの訪問場所は約半数が「家庭」であり「学校」そして約10分の1の割合の「関係機関」であった。また連携した関係機関では多い順に「児童家庭福祉の関係機関」「保健・医療の関係機関」「教育支援センター等の学校外の教育機関」「その他の関係機関」「警察等の関係機関」「地域の人材や団体等」となっている（高橋、2016）。

以上のようにSSWrは本論の関心である「関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整」の役割を担う存在だと位置づけられている。前項で整理したネットワーク概念で検討すると、教職員および関係機関とのケース会議を実施しさまざまな関係機関との連携実績もあり、サービス提供・専門職のエゴ中心ネットワークのうち一次ネットワーク概念であると認められる。

次に子ども家庭福祉領域のネットワークに関わる要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）について述べる。要対協は児童虐待の対応を含めた子どもや家族に対する援助について話し合うための地域に基盤を置く協議体であり、2004年施行の児童福祉法の一部を改正する法律を法的根拠としている。要対協は具体的な対人援助について協議する「個別ケース検討会議」と実践の場から見えた課題を上位システムに還元するための話し合いを持つ中間システムである「実務者会議」、そして地域ごとの対策について代表者が話し合う

「代表者会議」と3層構造をもっている。要対協の調整機関は市町村の児童家庭相談窓口が担当する、協議の場の構造化を法律が市町村に課した点に児童虐待対応の特徴が現れているとされる。こうした構造化は安定化も生むが柔軟な対応を損なう可能性が指摘されている（実方、2016）。

ネットワーク概念との検討として、要対協は調整機関が市町村であるということを勘案するとエゴ中心ネットワークとみなすことができる。個別ケース検討会議はサービス提供・専門職のエゴ中心ネットワークのうち一次ネットワーク概念であり、「実務者会議」「代表者会議」をサービス提供組織とみなせば一次サービス組織間関係概念と捉えられる。しかし実務者会議および代表者会議を中心となる担当者を認識しないで実施しているとすれば、ネットワーク概念外の全体ネットワークとすることも可能であろう。

IV. 児童委員・主任児童委員による学校との関わり

民生委員は児童福祉法上の児童委員を兼任し、「児童委員」とは子ども家庭福祉領域の活動を担う際の呼称である。区域を担当する児童委員とそれとは別に区域を担当せず子ども家庭福祉領域のみを担当する、1994年に児童委員活動の活性化を目的として創設された主任児童委員に大別される地域の福祉人材である。児童委員・主任児童委員は先に述べた学校支援ボランティアとして活動する事例もあり、実践レベルで連携するようになってきているといわれている。文部科学省は2008年に文部科学省・厚生労働省連名による「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児

児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（依頼）」という通知文を出している。この通知文には児童委員・主任児童委員が学校と連携する事例も添えられていた。

しかし児童委員および主任児童委員と学校との具体的な連携とはいうと、学校行事への出席、学校支援ボランティアとしての関わりをもつ者はいるものの、日常的に連携している委員は例外的な存在のようである。先進地域での連携はある一方で、児童委員および主任児童委員は国の制度であるにもかかわらず全国規模での活動になっていないと言われている。また児童委員や主任児童委員への理解が不十分ではないことも活動の低迷につながっているという指摘もある。

学校に関わる児童委員・主任児童委員の活動は健全育成活動と個別支援活動と大きく2種類に分類される。このうちの健全育成活動とは土曜日や夜間の子どもの居場所づくりといった内容が含まれている。健全育成活動は民生委員・児童委員協議会（以下、民児協）という組織のバックアップがあることが想定され、児童委員および主任児童委員も活動に参加している。個別支援活動は関係機関を対象とした2006年松原康雄による「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参加することの効果に関する調査」において、学校との連携があると回答したのは7割弱である。「調査では連携した事例の種類では「要保護家庭支援」7割、「不登校」6割、「児童虐待対応」5割弱となっていた。つまり学校の児童委員、主任児童委員への期待は「要保護家庭支援」が高く、日常的な支援が望まれていると考えられていた（中里, 2013）。今回、東京都民生・児童委員連合会に直接確認した

結果では、児童委員、主任児童委員と学校との連携の実際は一つには「学校訪問」そして次に述べる「四者協」の二つであった。

このうち都内の児童委員および主任児童委員が日常的に実施している「学校訪問」のメンバーは、各地域によってさまざまな組み合わせがあり、児童委員側が学区内の児童委員全員と主任児童委員、学校側が校長・教頭のような役職者から担任を持つ教諭や他の教職員が参加することもあるという。次に詳細に述べる四者協も参加者は地域ごとの前例や考え方により多様である。そして学校訪問も四者協もともに組織間の関わりであるが、それぞれに具体的なケースがある場合には個別支援活動を別に実施することになる。

本論で検討する「ネットワーク概念」では「サービス利用者」「サービス提供・専門職」「サービス提供組織」に分類される。児童委員、主任児童委員は地方公務員特別職ではあるものの、実質的には地域のボランティアであり専門職とはいえない。しかし準専門職が「サービス提供・専門職」に分類されることがあるため、今回便宜上児童委員、主任児童委員の個別の活動は「サービス提供・専門職」として、民児協など組織同士の関わりの場合には「サービス提供組織」と扱うこととする。つまり「学校訪問」は個別活動を含まないため、一次専門職間関係概念と認識する。

V. 児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）

四者協を中心的に取り上げるのは、専門職ではない児童委員が学校を含めた児童関係機関に呼びかけつつ主体的に活動に取り組んで

きたことがその理由である。歴史的経緯としては1980年に児童相談所との二者でスタートし、相互の理解を深め情報交換を密にすることにより、両者の協働関係の強化を図ることを目的とした。翌1981年に教育委員会、1994年に学校が位置付けられ、2008年に子ども家庭支援センターが加わって四者協となっている。

四者協の歴史的な経緯から見ると適時適切にメンバーの増加を図っており、関りの必要性に応じて変化していくあり方を実現できていた。

先に述べたように四者協のメンバーはそれぞれの組織のメンバーをどのように選ぶかさまざまな選択肢があり、地区単位で実施している市町村もあれば全体で実施する地域も存在している。四者協の目的は児童委員および主任児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センターとも異動があるため、基本的には顔合わせと相互理解の場として機能している。多くの組織では2～3年ごとに担当者が異動となることが多いこと、児童委員および主任児童委員の任期が3年であることもあり、3年計画で四者協の協議・研修等のメニ

表1 四者協の歴史（東京都民生児童委員連合会児童部会¹資料引用、西暦を加筆）

時 期	内 容
1980（昭和55）年	「児童委員と児童相談所の連絡協議会」・児童委員と児童相談所相互の理解を深め、情報交換を密にすることにより、両者の協働関係の強化を図ることを目的として見相ごとに開催
1981（昭和56）年	「教育委員会が参加し、三者になる」・地域で児童に関わる関係者の和を広げていこうということから学校関係者を加える。
1985（昭和60）年 ～1986（昭和61）年	「地区単位で実施するための試行期間」・地区での具体的な問題を協議できるようにしようということから、地区単位での実施に。
1987（昭和62）年	「原則として地区単位の実施に」
1994（平成6）年	「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会」 ・開催要綱の構成員に、学校等の位置づけを明確にする。
1998（平成10）年	「小規模化の実施」 ・都民連事務局と児童相談所とで現状を確認し評価を行い、今後は形式化を避けるために、小規模化の実施を目指すこととし、文書にその旨加える。
2001（平成13）年	「小規模化の実施の強化」・2000（平成12）年の児童虐待の防止等に関する法律の制定等を受け、一層密接な連携が図れるよう、地域の実情に合わせた方法、小規模開催の実施を促す依頼文。
2005（平成17）年	「参加者の緩和について明記」 ・2004（平成16）年の児童福祉法改正により、子どもと家庭の相談に対応することが区市町村業務として法律化されたことを受け、子ども家庭支援センターをメンバーに入れることや、地区によっては児童館がメンバーである実態を受け、依頼先に、必要に応じて参加者を呼びかける旨、記載される。
2008（平成20）年	「構成員として、子ども家庭支援センターが位置付けられる」 ・構成員として、「子ども家庭支援センター」が明記。 ・要保護児童対策地区協議会と並行開催できる旨明記。
2010（平成22）年	「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」・通知文の名称を変更する。 ・但し、要綱・細目の変更は、改正が必要となるため、現状維持。
2012（平成24）年	・最新の通知

ューを実施している地区もある。しかし四者協の取り扱う協議内容には現在進行形の個別ケースの検討はなく、ケースを取り扱う内容であったとしても、それはあくまで相互理解を進めるための過去の事例を準備してケース検討を行うだけである。個別の事例に当たる情報が出てきた場合には、ケース検討会議を担当者が集まって別途実施している。先の歴史をまとめた表にもある通り、「形式化を避けるために、小規模化の実施を目指す」など形骸化への警戒を行い、事前に少人数による打合せをする等の工夫をして意義のある会とする工夫がなされているという。

四者協をネットワーク概念で分析すると組織同士の関わりであるため「サービス提供組織」の一次専門職間関係概念と認識する。ここから派生する形でケース検討会議を実施する場合には、サービス提供・専門職の一次専門職間関係概念となる。

VI. 結論

本論の関心である四者協は児童委員、主任児童委員が中心となっているため、本来は専門職ではないものの準専門職とみなして概念分析している。ネットワーク概念のエゴ中心ネットワークであり、組織同士の関わりであるため「サービス提供組織」の一次専門職間関係概念と認識する。ここから派生する形で個別会議を実施する場合には、「サービス提供・専門職の一次専門職間関係概念」となることを上で述べた。ネットワークの一部分と目される「学校訪問」は個別活動を含まないため、一次専門職間関係概念とみなされる。

その他、学校を中心とした地域における学童・生徒のための子ども家庭福祉領域のネッ

トワークを検討する。児童委員、主任児童委員との連携先であるSSWrの行うネットワークは教職員および関係機関とのケース会議を実施しさまざまな関係機関との連携実績もあり、サービス提供・専門職および組織間の一次ネットワーク概念であると認められた。

次に児童虐待を中心とした要対協はネットワーク概念との検討として、調整機関が市町村であるということをもとに勘案するとエゴ中心ネットワークとみなすことができる。個別ケース検討会議はサービス提供・専門職のエゴ中心ネットワークのうち一次ネットワーク概念であり、「実務者会議」「代表者会議」をサービス提供組織で一次サービス組織間関係概念と捉えられる。実際には同じメンバーが異なるネットワークに属していることは多いものの、総体としての顔合わせや知り合いとなる機能は少なくともクリアしていると考えられる。しかし四者協がその懸念を払拭するための工夫を行っていたことは既に述べたように、全体ネットワーク（エゴなしネットワーク）であればあるほど形骸化への対策は必要となるだろう。以上、ネットワーク概念に基づき分析した結果を図2にまとめた。

ここまでの分析により、ネットワーク概念の枠組みについて以下4点に言及したい。

1. ネットワーク形成上のプロセスへの着目の必要性

1) 「自然発生」的なネットワークという規定

分析枠組とした松岡のネットワーク概念では、本来人工的に構築された営みはネットワーク概念とみなさない。今回焦点化した児童委員、主任児童委員による四者協は当初はある地域での取り組みという自然に成立したネ

ネットワーク概念だと考えられるが、その後東京都の取り組みとして児童相談所との二者協、教育委員会、学校が入ることによって三者協、そして子ども家庭支援センターが入って四者協となるにつれ公的な意味合いを帯びて要綱や細目を作成し、東京都（児相センター）が依頼文書を送付して標準化を図っている。四者協は一都道府県の事業であるため法制度が整備されている訳ではないが、現時点では人工的に設置されたもののようにもであり、ネットワーク概念範疇を外れているかのようにも見える。しかし開始の経緯からすれば、自然発生的なネットワーク概念と認識されてしかるべきである。このような時間の経過とともに整備されていく在りようをどのように捉えるべきなのかが難しい。社会福祉事業はこれまでに先駆的な取り組みの実績が共有され、次第に法制化される経緯をたどることが一般的である。四者協の取り組みの開始時は自然発生的であったため「ネットワーク概念」中だが整備されてスタートした時点からネットワーク概念とみなせないのか、スタート時点を問うのか現時点での態様なのかが明らかではない。

2) 「エゴ中心」と「エゴなし」という分類

上記の四者協は中心である者、つまり「エゴ」の存在を児童委員や主任児童委員と考えており、実際に事前打ち合わせの投げかけも児童委員、主任児童委員が行っている。「エゴ」が特定されているためネットワーク概念の対象と考えたのだが、東京都の中の各区市町村においてすべてそのような主体性を発揮している訳ではなく、既に実施することが既定路線となり、かつ引継ぎがうまくいかない地域では児童相談所に依頼的なあり方をして円滑

に運営できなかったケースがあったと聞いたことがある。本来は誰かが主体的に開始したネットワーク概念としての在り方も、時間と共に「エゴ」の認識が薄れて全体ネットワークのように変容することも考えられるため、「ネットワーク概念」はプロセスと実態を注視して分析するべきなのだろうかという疑問もある。

さらに要対協では調整者は市町村であるためエゴ中心ということで「ネットワーク概念」中に分類したが、単なる便宜上の連絡者である場合には「全体ネットワーク」に分類されることとなる。

2. 重層的なネットワークおよび協働、連携の全体的な機能

本論で取り上げた「ネットワーク概念」中のネットワークやその他地域の協働や連携の事例から、それぞれのメンバーが重なり合っている実態が明らかである。同じメンバーが異なる会議に出席することは効率的ではない面も考えられるが、決して無駄ではなく意義のあることだとも考えられる。当たり前のことではあるが、具体的なケースで協力し合う際には初めての相手とも関係を築き、サービス利用者により良い結果をもたらすべく努力することが求められるものの、顔見知りである、知り合いであるという関係性の有無は相談の深化にとって重要な要素である。年一回の会議で会うだけでなく、さまざまな場で協議し、信頼関係を重ねていくことはケース検討の成果に必ずつながる営為である。重層的なネットワーク、協働や連携が、ある児童・生徒の課題の解消や解決、より良い生活の実現のための豊かな土壌足ることを認識して参

画することが専門職とその組織に求められるだろう。なお、サービス提供組織の豊かなネットワーク実績にはサービス提供者のネットワークに影響を及ぼしていることは明らかである。

していたものの効果を出せなかったということでは形式に墮していると指摘されていても仕方がない。ネットワークの実質化への努力が必要となるだろう。

VII. 残された課題

2. ネットワークの形骸化への留意

四者協の議論の中で形骸化を防ぐ工夫があげられていた。実際には他にもネットワークらしき営みを形式上は執り行っているものの、実感としては形骸化していることへの懸念も指摘されている。四者協では事前の打合せによって当該ネットワーク時の充実を図る実践が確認されているが、会議は実際に実施

本論は概念分析により論証を行ったのみであり、実証研究を行っていない。そのため、各ネットワーク概念と認識した先に量的調査またはインタビュー調査を行ってさらに丁寧に研究していく必要がある。この点が分析できていないため、図では一次ネットワーク概念のみの作表となってしまう。これが本論の残された課題である。

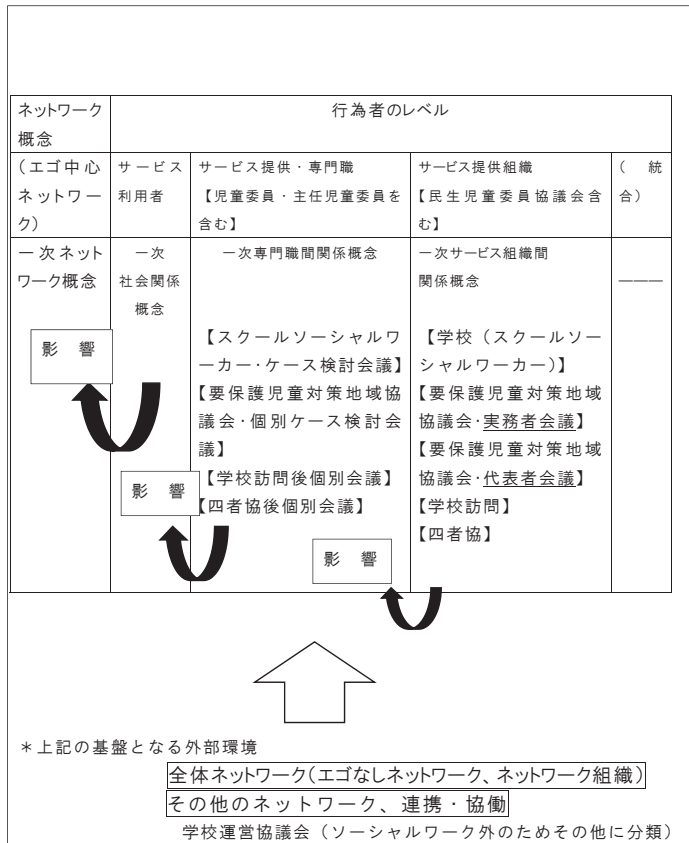


図2 ネットワーク概念と四者協その他の子ども家庭福祉領域のネットワーク

ⁱ 松岡は①相互作用性（関係性）は成員同士は相互に作用しあっているということであり、現象の原因や結果は相互作用しあう関係の全体に求められるとする。②成員の自立性（主体性）は関係の網中にある個人や組織であり、関係を形成し、維持して変容していく主体者として描かれる。行為主体の自立的、主体的な判断をその行動によってネットワークが運営・維持され、自らのネットワーク全体を自らコントロールすることである。③成員の対等性（多中心性）は相互に対等であり、反ヒエラルキカルな構造を持っている。現実のヒエラルキカルな組織や環境に対する不満と現状打破への期待が込められている。そのため機関や代表者の役職によってその発言の扱いの軽重などがあってはならない。④資源交換性とはネットワークを構成する成員間で資源が「交換」されることである。変換とは行為者間で互いに満足の源泉が相手の行為者であるような相互行為のことであり社会的交換でもある。また資源の交換はソーシャルサポートと表現することもでき具体的には「情報」「助言」「支持」「技術」「サービス」のことである。一方的に受け取るだけでなくこちらからも提供するようなあり様を想定している。⑤成員の多様性とは質的な多様性と量的な多様性に分けられる。多様なニーズを抱える利用者へのサポートには、質的に多様な成員が関わることで成果が上がると考えられるものの、多様性はポジティブな側面だけではなくマイナスの方向性も含まれている。

ⁱⁱ 児童部会は東京都段階に各市町村から1名ずつ所属し、継続して子ども家庭領域の研

修を実施していく仕組みである。東京都段階と同様に基本的には区市町村でも各部会を開催し、部会長が東京都に参加して、各地区の独自の取り組みや領域ごとの時宜にあった研修を受講して民生委員・児童委員活動に資することになっている。他の福祉領域の部会も実施している。

文 献

- 大林正史（2015）『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』大学教育出版2-3.
- 柏女霊峰（2020）『子ども家庭福祉にける地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版24-35.
- 洪承載（2019）『「チーム学校」研究における各研究動向の役割』評論・社会科学131号，同志社大学社会学会.
- 高橋岳志他（2016）『高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用の実態と課題—スクールソーシャルワーカーと教師の業務内容の異同—』岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 第15号.
- 野尻紀恵（2009）『第5章学校現場を中心に見たネットワーク』「児童福祉の地域ネットワーク」相川書房63-66.
- 松岡克尚（2016）『ソーシャルワークにおけるネットワーク概念とネットワーク・アプローチ』関西学院大学25-51, 127-158, 223-268.

